

## 奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緊急告知ラジオを購入等する者に対し、予算の範囲内で奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「緊急告知ラジオ」とは、災害発生時にコミュニティFM放送局から発せられた起動信号を受信すると自動的に起動し、本市が発する緊急放送を受信することができる機能を備えたラジオをいう。

### (補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）ごとの補助対象者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の額（取付けに要する費用を含む。）を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が緊急告知ラジオのみを購入した場合にあっては、申請書及び補助対象経費に係る領収書を市長に提出するものとする。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (変更等の承認)

第6条 申請者は、市長に提出した申請書の内容を変更しようとするとき、又は申請を中止しようとするときは、直ちに奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象経費の確定後、速やかに奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金実績報告書(別記第4号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が緊急告知ラジオのみ購入した場合は、実績報告書の提出は不要とする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告にかかる書類等を審査し、第5条の規定による交付決定及び交付決定額について適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金確定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第5条(申請者が緊急告知ラジオのみを購入した場合に限る。)及び前条の規定において、申請者に通知した額を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助金の額
1 緊急告知ラジオの購入に要した経費（補助対象者1人につき、一の年度当たり5台を限度とする。）	ア 市内に住所を有し、現に居住している者 イ 市内に通勤し、又は通学している者	補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
2 1台の緊急告知ラジオを利用するために必要となる分配器及び同軸ケーブルの購入並びに接続作業に要した経費（付随するサービスの加入等に要する経費を除く。）	次に掲げる地区に住所を有し、現に居住している者 ア 田原地区 イ 柳生地区 ウ 大柳生地区 エ 東里地区 オ 狭川地区 カ 月ヶ瀬地区 キ 並松地区 ク 吐山地区 ケ 都祁地区 コ 六郷地区	補助対象経費の2分の1の額（その額が10,000円を超える場合は、10,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
<p>備考</p> <p>1 補助対象経費について、国、県、市等から同種の補助金等の交付を受けた場合は、補助金の交付対象外とする。</p> <p>2 2の項に規定する補助対象経費を申請しようとするときは、1の項に規定する補助対象経費を同時に申請しなければならない。</p>		

別記

第1号様式（第4条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

購入品目等	<input type="checkbox"/> 緊急告知ラジオ <input type="checkbox"/> 分配器 <input type="checkbox"/> 同軸ケーブル <input type="checkbox"/> 分配器及び同軸ケーブルの接続
購入又は購入等予定金額	円
交付申請金額	円
購入又は購入等予定日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額（取付けに要する費用を含む。）を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

申請書及び添付書類は、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金の申請（請求）及び振込手続以外には使用しません。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

奈良市長

印

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 金 額	円
交 付 予 定 年 月 日	年 月 日
不 交 付 の 理 由	

第3号様式（第6条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補助事業等の変更の内容	補助対象経費の額の変更		
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第4号様式（第7条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金実績報告書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補助事業等の完了年月日	年 月 日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	補助対象経費に係る領収書	※ 報告事項審査結果（主務課長）	

注 ※印の欄は記入しないこと。



第5号様式（第8条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

様

奈良市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補助金等の交付決定金額			円
補助事業等の経費精算額 (補助対象経費の額)			円
補 助 率		補助対象経費の2分の1の額(上限10,000円)	
補助金等の交付確定金額			円

第6号様式（第9条関係）

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金請求書

年 月 日

（宛先） 奈良市長

申 請 者

住所又は所在地

氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年度奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金を下記のとおり請求します。

記

交付請求金額 金 円